

公益社団法人大分県薬剤師会無菌調剤室の利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県薬剤師会(以下「本会」という。)の会員その他の薬剤師が、本会会営薬局(以下「当薬局」という。)の無菌室調剤室(以下「本施設」という。)を利用して、中心静脈栄養法にかかる医薬品、その他医薬品の調整を行う場合の手続、利用方法等を定め、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

(利用の申込)

第2条 本施設の利用希望者は、次に掲げる方法により当薬局に申込をすることとする。

(1) 予約

当薬局あて電話連絡し、空き状況を確認して、利用日・利用時間等必要事項を伝え予約するものとする。

なお、予約の受付時間は、月曜から金曜(日・祝祭日・年末年始を除く)の 9:00～17:00 とする。

(2) 利用申込書

利用が決定した場合は、利用申込書(別記 1)に必要事項を記入の上、利用当日に当薬局に提出するものとする。

(3) 利用時間

利用時間は原則として、月曜から金曜(日・祝祭日・年末年始を除く)の 9:30～16:30 までとする。なお、当日の時間延長は当薬局との合議による。

(予約の取消)

第3条 予約を取消場合は、速やかに当薬局に連絡するものとする。

(利用方法)

第4条 本施設を利用する際には、当薬局が別に定める無菌調製内規に従い作業しなければならない。

(施設利用料)

第5条 本施設の利用料金は、別記 2 のとおりであり、利用当日に直接支払ものとする。

(原状回復)

第6条 利用終了後は、清掃し利用前の状態まで原状回復しなければならない。

2 清掃については、無菌調製内規に従い行わなければならない。

3 当薬局は、パーティクルカウンターを用い ISO14644-1 に規定するクラス 7 以上を確認するものとする。

(免責)

第7条 本施設利用中の物品の盗難・紛失・破損事故及び人身事故等については、当薬局は一切の責任を負わないものとする。

(改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

(付則)

本要綱は、平成 25 年 3 月 2 日より、適用するものとする。

《於：平成 25 年 3 月 2 日 理事会》